

国自旅第208号
平成24年6月29日
国自旅第199号
一部改正 平成28年10月31日
国自旅第54号
一部改正 令和元年7月9日
国自旅第145号
一部改正 令和5年8月24日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

一般貸切旅客自動車運送事業者の運送引受書の交付及び
その写しの保存の義務化について

貸切バスについては、近年、安全確保対策が十分でない事業者が確認されているところであり、安全確保とその前提となる関係法令の遵守を確実にすることが求められている。

このような状況を踏まえ、本年4月に公表された「バス事業のあり方検討会」報告書において、「法令遵守体制や安全管理体制を強化するため、貸切バス事業者から発注者に対する運送引受書の作成・交付・保存を義務付ける」べきとの提言がなされた。

また、本年4月29日に関越自動車道で発生した高速ツアーバス（※1）事故を受け、国土交通省が決定した、今夏の多客期の安全確保のための緊急対策等の具体的な安全対策を内容とする「高速ツアーバス等貸切バスの安全規制の強化について」においても、旅行者・貸切バス事業者間の取引内容の明確化及び公正な取引の確保を図るため、運送に関する文書の作成・保存を義務付けることとされている。

このため、一般貸切旅客自動車運送事業者については、本日公布された旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号。以下「省令」という。）の一部改正等により、本年7月20日（金）以降の運送の申込みに係る運送の引受けについて、下記の内容が義務付けられたので、了知頂くとともに、貴局管内の一般貸切旅客自動車運送事業者に周知徹底されたい。

なお、高速ツアーバス及び会員制高速バス（※2）（以下「高速ツアーバス等」という。）に係る運送の引受けに関しては、今般の事故を踏まえ、早急な対応が求められていることから、これに先行し、下記のとおり本年7月1日（日）から同様の取り組みを実施することとしているので、遺漏なきよう併せて指導されたい。

また、本件については、公益社団法人日本バス協会会長及び高速ツアーバス連絡協議会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

(※1) 高速ツアーバス：高速道路を経由する2地点間の移動のみを主たる目的とする募集型企画旅行として運行される貸切バスをいう。

(※2) 会員制高速バス：会費を払った会員向けに一定期間乗り放題等の形態で提供される、高速道路を経由する2地点間の移動サービスのために運行される貸切バスをいう。

記

1. 運送申込者に対し交付しなければならない文書 運送引受書

2. 運送引受書の記載事項

- (1) 運送申込者の氏名又は名称及び住所並びに電話番号その他の連絡先
- (2) 運送を引受ける貸切バス事業者と運送契約を締結する者の氏名又は名称及び住所並びに電話番号その他の連絡先
- (3) 運送申込みに係る旅客の団体の名称
- (4) 運送を引受ける貸切バス事業者の名称、住所及び電話番号その他の連絡先（緊急時における連絡先を含む。）並びに貸切バス事業の許可の年月日及び許可番号並びに営業区域
- (5) 運送申込みに係る乗車人員
- (6) 乗車定員別又は車種別の事業用自動車の数
- (7) 事業用自動車の配車の地点及び日時
- (8) 運行の経路並びに主な経由地における発車及び到着の日時
- (9) 事業用自動車の発車及び到着の日時、宿泊又は待機を要する場合はその旨その他事業用自動車の運行に関する旅行の日程
- (10) 旅客が乗車する区間
- (11) 事業用自動車について締結されている損害賠償責任保険契約又は損害賠償責任共済契約の概要
- (12) 乗務員の休憩地点及び休憩時間（休憩がある場合に限る。）
- (13) 交替運転者を配置しない場合には、その理由
- (14) 車掌の乗務の有無
- (15) 乗務員の運転又は業務の交替の地点（運転又は業務の交替がある場合に限る。）
- (16) 運行の開始及び終了の地点及び日時
- (17) 当該運送に係る実車走行距離及びその要する時間
- (18) 当該運送に係る総走行距離及びその要する時間
- (19) 運賃及び料金の額並びに支払方法
- (20) 運送を引受ける貸切バス事業者が届け出た運賃及び料金を基に算定した当該

運送に係る運賃及び料金の下限額

(21) 運送の申込者に対して当該運送の引き受けに際し手数料又はこれに類するものを支払う場合には、その額

(22) 特約条項があるときは、その内容

3. 運送引受書の作成及びその写しの保存方法等

(1) 運送引受書には、運行単位（運行の開始から終了まで。）毎に、一つの書面に上記2の全ての記載事項を網羅して記載することを基本とする。但し、必要に応じ、例えば、基本契約書と個別の運送に係る確認書面を組み合わせるなど、複数の書面により全ての記載事項を網羅し、運行単位毎に全ての記載事項を容易に確認できるような方法で写しを保存することも可能とする。

(2) 運送の申込者に対して当該運送の引受けに際し手数料又はこれに類するものを支払った場合には、その額を記載した書類を、運送引受書の写しとともに、当該運送の終了の日から一年間保存するものとする。ただし、年間契約等により、一定期間内の運行に係る手数料又はこれに類するものの額を定めた場合は、運行ごとに当該契約書の写しを運送引受書の写しとともに保存するものとする。

(3) 運送引受書の写しの保存期間

運送の終了の日から1年間

4. 実施

令和5年8月25日以降に運送引受書を交付するものから実施する。

「一般貸切旅客自動車運送事業者の運送引受書の交付及びその写しの保存の義務化について」の一部改正について
(平成24年6月29日付け国自旅第208号)(新旧対照表)

新	旧
1. (略) 2. 運送引受書の記載事項 (1)～(19)(略) (20) 運送を引受ける貸切バス事業者が届け出た運賃及び料金を基に算定した当該運送に係る運賃及び料金の<u>下限額</u> (21)～(22)(略) 3. (略) 4. 実施 <u>令和5年8月25日</u>以降に運送引受書を交付するものから実施する。	1. (略) 2. 運送引受書の記載事項 (1)～(19)(略) (20) 運送を引受ける貸切バス事業者が届け出た運賃及び料金を基に算定した当該運送に係る運賃及び料金の<u>上限額及び下限額</u> (21)～(22)(略) 3. (略) 4. 実施 <u>令和元年8月1日</u>以降に運送引受書を交付するものから実施する。

国 自 旅 第 1 4 5 号
令 和 5 年 8 月 2 4 日

各 地 方 運 輸 局 長 殿
沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿

自動車局長
(公印省略)

「一般貸切旅客自動車運送事業者の運送引受書の交付及び
その写しの保存の義務化について」の一部改正について

現行の貸切バスの運賃・料金制度は平成26年4月から適用されているが、その後の施行状況等を「「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループ」フォローアップ会合」において検討した結果、深刻な運転者不足の解消やさらなる安全への投資に向けた取組を着実に実施するため、現行の一定の幅による公示方法から、基準額を下限額とする公示方法に見直すこととされたところである。

本フォローアップ会合における検討結果に基づき、「一般貸切旅客自動車運送事業者の運送引受書の交付及びその写しの保存の義務化について」(平成24年6月29日付け国自旅第208号)を別紙のとおり一部改正することとしたので、その旨了知されるとともに、本件事務処理について遺漏のないよう取り計らわれない。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。